設備・什器等の保険金額の決め方

所有する設備・什器等の価額より保険金額が低い場合

大きな被害に遭った場合などに、事業再建に必要な保険金を十分に受け取れないこともあります。設備・什器等保険は、保険金額が事業者さまの所有する設備・什器等の価額と見合ったものに加入することが大切です。

設備・什器等って何？

設備・什器等とは業務で使用される動産全般を指します。

保険の対象となる設備・什器等の例

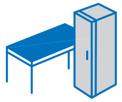

業務用のテーブル・イス・ロッカー

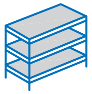

装置・器具・陳列棚

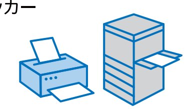

コピー機・ファクシミリ・プリンター

パソコン・通信機器

保険の対象とならない設備・什器等の例

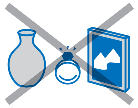

30万円以上の貴金属や絵画、書画、骨とう

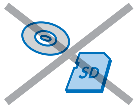

コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

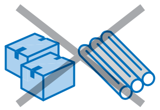

商品・製品・材料・資材

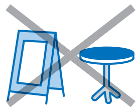

屋外に設置された設備・什器等

環境保護のため、インターネットでの契約内容確認をおすすめします。

■ インターネットによるご契約内容の確認方法

STEP1 「お客さま専用ページ」にアクセス

弊社ホームページ(www.flex-ins.co.jp)より「お客さま専用ページ」を開きます。

STEP2 「お客さま専用ページ」にログイン

後日ご郵送させていただく「引受通知書」に記載のID・パスワードを入力します。

STEP3 契約内容の確認

契約内容確認画面でご契約内容をご確認ください。

上記の手順は概要です。詳しくは弊社ホームページの案内に従ってください。

お申込みの流れ

1 パンフレット・重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)をご確認ください。

引受範囲(引受の対象となる借用施設)につきましては、重要事項説明書または申込書裏面をご確認ください。

2 記入例をご参考に、申込書へ必要事項をご記入ください。

申込書記載の「お申込手続きの流れ(Step①～⑤)」に則って必要事項をご記入ください。

3 申込書を当社までご提出ください。

お急ぎの方はFAXで **03-6911-2095**

FAXで申込書をご送信ください。その後すぐに、申込書の原本をご提出いただくことで迅速にご契約いただくことができます。

お客さま専用ダイヤル

保険商品に関するご質問やお申込手続きについてのお問い合わせ

携帯・PHS OK **0120-77-2094**

[受付時間]平日10:00-17:00 ※土日・祝日・年末年始は除く

事故受付専用ダイヤル

事故が起きた際のお問い合わせ

携帯・PHS OK **0120-27-2094**

[受付時間]24時間 365日

※お客さま対応品質の向上のため、通話内容を録音させていただいております。

当社の保険は、「通信販売型」の商品となっております。
お申込手続きは、**お客さまご自身で**行っていただく必要がございます。
なお、賃貸借契約の窓口となった不動産会社様は、当社の代理店ではありません。
よって、**本保険に関するご説明などは法律上、一切行うことができません。**
ご不明な点などございましたら、「お客さま専用ダイヤル」までご連絡ください。

このパンフレットは、「テナントのほけん(飲食店以外用)」の概要を記載したものです。
詳細につきましては、「重要事項説明書」または「ご契約のしおり・約款」をご確認いただくか、お客さま専用ダイヤルまでお問い合わせください。

フレックス少額短期保険は、株式会社FISが運営しています

株式会社 FIS
〒160-0023　東京都新宿区西新宿6-24-1 西新宿三井ビルディング13階
TEL.03-6911-2094　FAX.03-6911-2095　URL.www.flex-ins.co.jp
関東財務局長(少額短期保険)第55号

2018.4改定

株式会社 FIS
フレックス少額短期保険

テナントのほけん

飲食店以外用　自動更新制

テナント事業者様の保険

テナント事業者様の大切な設備・什器等や賠償責任などを
3つの補償で幅広くサポートします。

設備・什器等補償

設備・什器等を補償

設備・什器等に損害が生じた場合の損害額(※再調達価額) ▶ **設備・什器等保険金額** 申込書に記載のとおり

※「再調達価額」とは損害のあった設備・什器等と同等のものを再購入するのに必要な額をいいます。

1

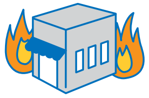

設備・什器等が燃えてしまった！

火災　落雷　破裂　爆発

2

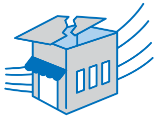

台風で設備・什器等が破損！

風災　雪災　ひょう災

損害額20万円以上の場合

3

泥棒に入られた！

盗難　1事故につき設備・什器等保険金額の10%限度
現金20万円限度、預貯金100万円限度

4

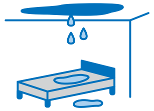

水ぬれが起きた！

水濡　給排水設備事故による漏水

5

車が衝突し、設備・什器等が破損！

借用施設外部からの物体の

落下　飛来　衝突　倒壊

6

洪水で設備・什器等が水びたしに！

水災　床上浸水による水濡損害
1事故につき設備・什器等保険金額の30%限度

7

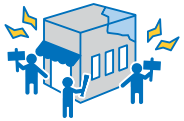

窓が破壊され、設備・什器等が破損！

破壊　騒じょう・集団行動または労働争議に伴う破壊行為や暴力行為

8

1〜7以外の偶然な事故

破損　汚損　等

1事故につき30万円限度
自己負担額3万円

左記の損害保険金の支払い対象となった場合、それに伴う次の出費を補償します。

臨時費用保険金
左記事故(3・8を除く)により保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用を補償します。
設備・什器等保険金の **10%**

残存物取片づけ費用保険金
損害を受けた残存物の取壊し、搬出、清掃等にかかった費用を補償します。
1事故の限度額 設備・什器等保険金額の **10%**

失火見舞費用保険金
火災、破裂、爆発事故で他人の所有物に損害が発生した場合の相手方への見舞金費用を補償します。
(被災世帯数 ×10万円)
1事故の限度額 設備・什器等保険金額の **20%**

修理費用補償

修理費用を補償

下記の場合で賃貸借契約に基づきまたは緊急的に自費で修理した費用

設備・什器等補償の対象となる事故(8を除く)により借用施設に損害が生じた場合	1事故の限度額 **100万円**
凍結により生じた借用施設の専用水道管および給湯器の損害(解氷費用を含む)	1事故の限度額(年1回) **30万円**
借用施設の窓ガラスの熱割れによる損害	1事故の限度額(年1回) **10万円**
いたずらやピッキング等で生じた借用施設の出入り口ドアのドアロックの損害	1事故の限度額(年1回) **3万円**

賠償責任補償

2つの賠償責任を補償

自己負担額なし

第三者への賠償責任 施設賠償責任保険金額 **1,000万円**

お客さまや第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

階下に水ぬれ損害を与えてしまった。

大家さんへの賠償責任 借家人賠償責任保険金額 **1,000万円**

大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

火災　爆発　水濡　破損　等

借用施設で火災を起こしてしまった！

保険金をお支払いできない主な場合

設備・什器等補償

- 地震・噴火にともなう損害、戦争等による損害
- 故意または重大な過失による損害
- パソコン等に保存されているデータ、プログラムの損害
- 自然の消耗・劣化または虫食い等

など

修理費用補償

- 給湯器の電気的機械的故障に起因する損害
- 窓ガラス(網入り窓ガラス)のさび割れによる損害
- 鍵の紛失による玄関ドアのドアロック交換費用

など

賠償責任補償

- 自動車を運転中に、他人に接触しケガさせてしまった損害
- 他人から借りている物に対する損害
- 故意による損害
- 設備の瑕疵・劣化またはさびに起因する損害

など